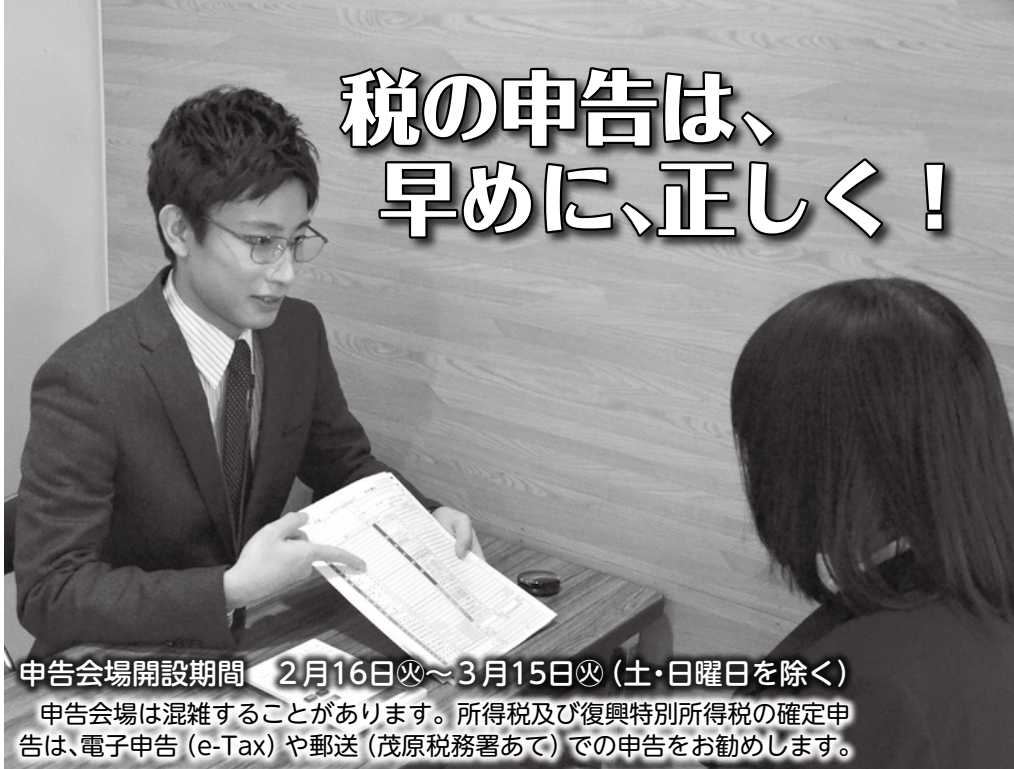


税の申告は、 早めに、正しく！



**申告の期間・受付場所
および受付時間**

窓口での申告相談および申告書の受付は次のとおりです
(土・日および祝日を除く)。

◆市・県民税の申告(茂原市役所のみ受付)

1月以降～2月15日(月)
2階市民税課窓口

申告会場開設期間 2月16日(火)～3月15日(火)(土・日曜日を除く)

申告会場は混雑することがあります。所得税及び復興特別所得税の確定申告は、電子申告(e-Tax)や郵送(茂原税務署あて)での申告をお勧めします。

市役所市民税課

〒297-8511
茂原市道表1番地
☎(20)1577、☎(20)1609

茂原税務署

〒297-8501
茂原市高師台1丁目5番地1 茂原地方合同庁舎2階
☎(22)2166

◆所得税及び復興特別所得税の申告
2月16日(火)～3月15日(火)
市役所市民室・本納支所

◆受付場所
本納支所でも受付

①市役所市民室・本納支所
8時30分～17時

申告の際は、16時30分頃までに来庁されるようご協力をお願いいたします。混雑状況などにより、受付終了時間の変更になる場合があります。

また、市・県民税の申告は郵送でも受け付けています。収入・控除等の必要書類を同封し市役所市民税課へお送りください。

②茂原税務署(確定申告のみ)
9時～17時

税務署では、自書作成指導の他に、2月12日(金)～3月15日(火)の期間、申告書を作成できるコーナーを設置します。

※雑損控除を受けられる方や青色申告者、譲渡所得者(土地や建物等の不動産、ゴルフ会員権や株式等の資産をお売りになった方)の申告は市役所では受け付けていませんので、茂原税務署で申告してください。

※茂原税務署では、1月4日(月)から消費税の申告書・所得税及び復興特別所得税の還付申告書の提出を受け付けています。

※2月11日(木)以前は確定申告書の作成会場はありません。

申告に必要なもの

| | |
|------------|---|
| ①印鑑 | ・認印でも可(朱肉を付けるもの) |
| ②収入を証明するもの | ・源泉徴収票(給与、公的年金等) ・営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください。 ・支払調書(配当、原稿料等) ・株式の年間取引報告書 |
| ③控除を証明するもの | ・国民年金保険料の控除証明書 ・国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料の領収書や口座振替納付済通知(平成27年中に支払ったもの) ・生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳 |
| ④その他 | ・本人名義の通帳 ・筆記用具、計算機など |

申告の受付について

申告書は、納税者が自分で作成し、提出していただくことを原則としています。提出のみの方は待ち時間なしで優先的に受け付けます。

市役所や税務署では、記載方法をアドバイスする「自書作成指導」を行います。医療費の合計金額、農業・

事業所得などの収入・経費計算は必ず自分で計算しておいてください。

申告には「所得税及び復興特別所得税の確定申告」と「市・県民税の申告」の2種類があります。

なお、給与所得者で年末調整が済んでいる方は、所得税及び復興特別所得税が清算されていますので原則として申告の必要はありません。